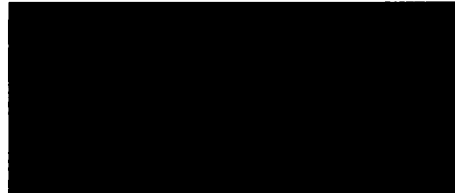


裁 決 書

審査請求人



審査請求代理人



処 分 庁  
南部福祉保健所長  
上原 真理子

平成 27 年 10 月 9 日付で提起された生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく生活保護申請却下決定処分に係る審査請求について次のとおり裁決する。

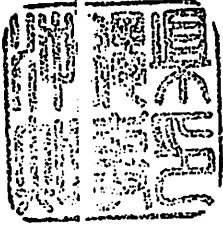
平成 27 年 11 月 27 日

沖縄県知事 翁長 雄志

主 文

平成 27 年 8 月 4 日付け南福第 4 - 66 号による保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。

理 由



## 第1 事案の概要

### 1 審査請求に至る経緯

審査請求人■■■■■（以下「請求人」という。）は、南部福祉保健所長（以下「処分庁」という。）に対し生活保護の申請を行ったところ、処分庁は、保護申請以前に請求人が共有していた建物（以下「当該資産」という。）の所有権を他者に移転させたことは、資産活用の回避にあたり、保護の要件を欠いているとして、本件処分を行った。

請求人は、この本件処分を不服として、沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し本件処分の取消しを求めるものである。

## 第2 当庁の認定した事実及び判断

### 1 認定事実

- (1) 請求人が2分の1を持分として共有していた当該資産について、平成27年6月22日付けで、その持分の全てを他者に移転していること。
- (2) 請求人は、年金だけでは生計維持困難であるとして、平成27年7月8日付けで処分庁に対し保護申請を行っていること。
- (3) 処分庁は、元来、所有する資産は、最低限度の生活維持のために活用すべきであり、保護申請以前に請求人が共有していた当該資産の所有権を他者に移転させたことは資産活用の回避にあたり、これにより請求人は保護の要件を欠いているとして、本件処分を行ったこと。

### 2 判断

#### (1) 法令等

##### 法第4条

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

#### (2) 本件処分について

法第4条において、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを生活保護の要件として定

めている。

本件において、請求人が当該資産を最低限度の生活の維持のために活用し得たかどうかについて検討する。

請求人は、保護申請を行う以前に、既に当該資産の持分全てを他者に移転しているため、請求人には当該資産を売却等により活用する権利はなく、請求人自身が当該資産を最低限度の生活の維持のため活用することはできないのであるから、当該資産は、活用すべき資産にはあたらない。よって、処分庁が、当該資産を請求人が最低限度の生活維持のために活用すべき資産として認定し、当該資産の活用が図られないから保護の要件を欠いていると判断した点について、瑕疵があると認められる。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 3 項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。